

「座間市個人情報保護条例の一部改正（素案）」パブリックコメント実施要領

1 目的

市では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正に伴い、座間市個人情報保護条例（平成16年座間市条例第18号。以下「条例」といいます。）を改正する作業を進めています。

このたび、条例の改正についての素案がまとまりましたので、内容をお知らせするとともに、改正内容についての意見を募集します。

2 意見募集期間

平成29年12月1日（金）～平成30年1月4日（木）必着

3 公表する資料等

- ・座間市個人情報保護条例の一部改正（素案）

4 閲覧場所

市役所4階文書法制課・1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター

※① 閉庁日、閉館日は閲覧できません。

② 市ホームページからも閲覧できます。

5 意見を提出できる方

- ・市の区域内に住所を有する方
- ・市の区域内に通勤又は通学する方
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- ・意見公募の手続きに係る事案に利害関係を有するもの

6 意見提出方法

(1) 直接、郵送、ファクスの場合

任意の用紙に、意見を提出しようとする案の名称、氏名（又は法人名、団体名）、住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、担当へ提出

- ・直接持参の場合 市役所4階文書法制課（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）
- ・郵送の場合 〒252-8566座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市文書法制課
- ・ファクスの場合 046-255-3550

(2) 電子申請の場合

次のURLにアクセスし、必要事項を入力

<http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/navi/procInfo.do?govCode=14216&procCode=1003028>

※電話での意見提出はできません。

7 意見及び対応の公表

市ホームページで公表

※① 提出いただいた方の個人情報（住所、氏名（又は法人名、団体名）、電話番号）は、公表しません。

② 提出いただいた方に対して、個別には回答しません。

8 事務担当

座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-8144（直通）

ファクス 046-255-3550